

令和 8 年度 事業計画

1. 事業方針

畜産経営者の負担軽減と基金協会運営の効率化を目的に、北陸 3 県の基金協会は対等合併により、令和 4 年 4 月に北陸配合飼料価格安定基金協会として新たに発足し 4 年が経過しました。畜産経営者の負担軽減を図る一方、事務所経費の縮減に努め、基金協会の運営の効率化を図ってきたところでもあります。

配合飼料価格差補てん事業の価格差補てんの発動状況は次のとおりで、令和 5 年度第 3 四半期までは発動が続きましたが、それ以降は原料の輸入価格はゆるやかな下降傾向に推移しており、配合飼料の販売価格の高どまりが続き、補てんの発動はありませんでした。しかし、令和 7 年度第 4 四半期から 8 年度にかけまして輸入価格の上昇が見込まれ、令和 7 年 6 月以降、円安も続いていることから、発動の可能性が予測されています。

・配合飼料トン当たり補てんの発動状況

令和 5 年度	第 1 四半期	7, 0 5 0 円
	第 2 四半期	5, 2 5 0 円
	第 3 四半期	1, 0 5 0 円
	第 4 四半期	発動なし
令和 6 年度	第 1 ～第 4 四半期	発動なし
令和 7 年度	第 1 ～第 3 四半期	発動なし

また、令和 7 年度には石川県、福井県、富山県でそれぞれ配合飼料高騰対策事業が実施され、助成金が交付され生産者の負担軽減がはかられています。

一方、畜産経営を巡る情勢は、豚熱の発生が群馬県で 4 例、千葉県で 1 例あり、国内ではワクチン接種や防疫体制が整えられてきています。北陸では発生していないものの、野生イノシシで陽性事例がありました。アフリカ豚熱については平成 3 0 年にアジアで初の発生があり、その後、アジア 1 5 ヶ国まで感染が拡大し、東アジアで発生していないのは日本、台湾、タイのみで、ワクチンがないことから飼養衛生管理の向上が求められています。

高病原性鳥インフルエンザは、令和 7 年 1 0 月以降発生が相次ぎ、1 4 道県で 2 0 事例 4 8 7 万羽が殺処分され、卵価の高騰につながっています。また、生産資材の高騰は続いており予断を許さない状況が続いています。

令和 6 年 1 月の能登半島地震および 9 月の大雨により各種被害を被った被災地は、復旧・復興にはいまだ至っておりませんが、畜産の生産現場では落ち着きをとりもどしてきています。

こうした状況を踏まえ、飼料原料の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営

者の負担を軽減することにより畜産経営の安定を図ることを目的としている当協会は、飼料荷受組合等と密接な連携を図り、全日本配合飼料価格畜産安定基金の指導のもと引き続き基金の充実と補てん事業の円滑な推進を図ってまいります。

また、肉用牛肥育経営安定制度や配合飼料価格高騰対策事業（県単独事業）を中心とした各種の畜産振興事業についても国、県、畜産関係団体の助言・指導や、会員の協力を得ながら、畜産経営の持続的発展のため適切な事業実施に努め、畜産経営への支援を一層推進してまいります。

２．事業計画

（１） 会 議

ア 定時総会

イ 理事会

ウ 事業打合会議等

（２） 配合飼料価格差補てん事業

原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんするため、次の事業を実施する。

ア 配合飼料価格差補てん基本契約及び数量契約の締結

イ 補てん積立金の徴収と全日本配合飼料価格畜産安定基金への納入

ウ 価格差補てん金の交付については、補てん金の発動があり、交付を受けた場合は、速やかに畜産経営者の指定金融機関の口座に振り込み送金

エ 飼料荷受組合との連携、指導及び実態の調査の実施

（３） 畜産経営安定対策等に関する事業

ア 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業（牛マルキン事業）

管内の肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産協会等と委託契約を締結し実施する。

イ 畜産環境整備リース事業

ウ 配合飼料高騰対策事業

（４） その他、本会基金協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。